

姫路市離島航路補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、離島航路の維持及び改善を図り、離島住民の生活の安定と福祉の向上に資するため、離島航路事業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する姫路市離島航路補助金に関し、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 離島航路 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域内の離島と本土間又は当該離島相互間を運航する航路で、姫路市の行政区域内を運航する航路をいう。
- (2) 離島航路事業者 離島航路において海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業を営む者をいう。
- (3) 補助対象期間 補助金を受けようとする日の属する市の会計年度の前年度の10月1日から当該年度の9月30日までの期間をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号が掲げる事業とする。

- (1) 離島航路事業者が運航する離島航路事業（以下「離島航路運航事業」という。）
- (2) 離島航路運航事業の業務改善に係る事業（以下「離島航路業務改善事業」という。）

(離島航路運航事業の補助対象者)

第4条 離島航路運航事業の補助対象者は、次の各号の全ての基準に該当する離島航路事業を行う者とする。

- (1) 離島航路に代わる航路その他の交通機関がないか、又は他の交通機関によることが著しく不便であること。
- (2) 当該航路において離島住民のほか、郵便・信書又は生活必需品及び主要物資等を輸送していること。
- (3) 当該航路の経営により生ずる欠損見込が明らかにやむを得ない理由によるものと認められるとともに、整備計画に適合する運航計画に従って営んだ場合における収支差額が25万円以上であることが見込まれること。
- (4) 運航計画及び整備計画に関する基準は、当該航路に係る整備計画が当該航路の維持及び改善を図るため適切なものであって、その実施が確実であり、かつ、当該航路の運航計画、運賃及び料金が当該整備計画に適合していること、姫路市地域公共交通会議（姫路市附属機関設置条例（平成26年3月26日条例第3号）に規定する姫路市地域公共交通会議をいう。）が認めるものであること。

(離島航路業務改善事業の補助対象者)

第5条 離島航路業務改善事業の補助対象者は、次の全ての各号に該当する離島航路事業者とする。

(1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成27年4月9日国総支第65号、国鉄都第131号、国鉄事第330号、国自旅第380号、国海内第118号、国空環第91号）第32条に規定する生活交通確保維持改善計画の認定をおおむね5年以内に受ける見込みのあるもの

(2) 前条第1号及び第2号のいずれにも該当するもの
(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、補助対象期間内において離島航路の経営によって生じた欠損額で、航路損益計算書（様式第1号）により算定された額とする。ただし、当該欠損額に対し、離島航路整備法（昭和27年法律第226号。以下「法」という。）第3条の規定による国の補助金の交付を受けている場合又は見込まれる場合は、当該欠損額から当該補助金額を差引いた額とする。

(補助金の交付額)

第7条 補助対象事業者に交付する補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、予算の範囲内において市長が定める額とする。

(補助金の交付の申請)

第8条 前条の規定に基づく補助金の交付を受けようとする離島航路事業者は、姫路市離島航路補助金交付申請書（様式第2号）（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象期間に係る航路損益計算書

(2) 最近の営業報告書、貸借対照表及び利益金の処分に関する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 第4条の離島航路運航事業の補助を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする年度の11月30日までに前項の申請をしなければならない。

3 第5条の離島航路業務改善事業の補助対象者は、補助金の交付を受けようとする年度の4月30日までに第1項の申請をしなければならない。ただし、同項の航路損益計算書は、損益計算見込みを提出し、かつ、補助対象事業完了後、速やかに当該補助対象期間に係る航路損益計算書を提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請が適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を姫路市離島航路補助金交付可否決定書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(指導監督)

第10条 市長は、必要と認めるときは、補助金の交付決定又は交付を受けた離島航路事業者に対して補助事業に関する必要な報告若しくは資料等の提出を求め、又は必要な事項を指示することができる。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた離島航路事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(3) 法第3条の規定による国の補助金の交付を受けた離島航路事業者にあつては、同法第11条の規定により当該補助金を返還したとき。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、平成２８年度の補助対象経費については、平成２７年１０月１日から平成２８年９月３０日までの補助対象期間を適用する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

航路損益（見込）計算書

(年 月 日 ～ 年 月 日)

申請人氏名又は名称

航路名

科目	期間区分	年度航路損益（見込）	備考
1. 収 益			
A 運 航 収 益			
旅 客 運 賃			
手 荷 物 運 賃			
小 荷 物 運 賃			
自 動 車 航 送 運 賃			
貨 物 運 賃			
郵 便 ・ 信 書 便 航 送 料			
雑 収 入			
B 営 業 収 益			
航 路 附 属 施 設 収 入			
雑 収 入			
2. 費 用			
A 運 航 費 用			
旅 客 費			
(1) 旅 客 歩 金			
(2) 傷 害 保 険 料			
(3) 雑 費			
手 荷 物 取 扱 費			
小 荷 物 取 扱 費			
自 動 車 航 送 取 扱 費			
貨 物 費			
(1) 貨 物 積 卸 費			
(2) 貨 物 歩 金			
(3) 貨 物 弁 金			
(4) 雑 費			
郵 便 ・ 信 書 便 取 扱 費			
燃 料 潤 滑 油 費			
養 缶 水 費			
港 費			
(1) 税 金 及 び 手 数 料			
(2) 水 先 及 び 係 留 料 等			
(3) 代 理 店 手 数 料			
雑 費			
船 費			
(1) 船 員 費			
(2) 船 舶 備 品 費			
(3) 船 舶 消 耗 品 費			
(4) 船 舶 修 繕 費			
(5) 雑 費			
B 営 業 費 用			
保 険 料			
(1) 船 舶 費			
(2) 航 路 附 属 施 設			
税 金			
(1) 船 舶 費			
(2) 航 路 附 属 施 設			
(3) 消 費 税			
利 子			
(1) 船 舶 費			
(2) 航 路 附 属 施 設			
減 価 償 却 費			
(1) 航 路 開 設 費			
(2) 船 舶 費			
(3) 航 路 附 属 施 設			
賃 借 (用 船) 料			
(1) 船 舶 費			
(2) 航 路 附 属 施 設			
航 路 附 属 施 設 費			
店 費			
3. 差引当期純利益（純損失）			

様式第 2 号 (第 8 条関係)

姫路市離島航路補助金交付申請書

年 月 日

姫路市長 殿

申請人

住所又は所在地.....

氏名又は名称.....

姫路市離島航路補助金交付要綱第 8 条の規定により次のとおり申請します。

補助年度 年 度	補助対象航路の名称
免許番号	
補助対象期間 年 月 日 ～ 年 月 日	
交付申請額 金 円	
添付書類 1 補助対象期間の航路損益計算書 2 最近の営業報告書、貸借対照表及び利益金の処分に関する書類 3 その他	
担当課所見 (申請人において記入しないこと。)	

様式第 3 号(第 9 条関係)

姫路市離島航路補助金交付可否決定書

姫路市指令 第 号
年 月 日

殿

姫路市長 印

補助金等の交付について次のとおり決定したので、姫路市離島航路補助金交付要綱第 9 条の規定により通知する。

申請年月日 ・	補助対象航路の名称
補助年度 年度	補助対象期間 年 月 日 ～ 年 月 日
審査結果 承認・却下	却下の理由
交付金額 ¥	
交付条件 1 年 月 日までに航路損益計算書を提出のこと。 2 その他	
交付に係る指示事項	